

2 計画の基本的事項

2-1 計画の位置付け

地球温暖化対策推進法では、地方公共団体は、国が策定する地球温暖化対策計画に即して、地域の自然的社会的条件に応じた「地方公共団体実行計画」を策定することとされています。

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画に基づき策定する、県の地球温暖化対策を総合的に推進するための基本的な計画として位置付けます。

なお、地方公共団体実行計画は地域の計画（区域施策編）と自らの事務事業に関する計画（事務事業編）があります。県では、2002（平成14）年8月に策定した「千葉県庁エコオフィスプラン」を事務事業編として位置付け、取組を進めています。

事務事業編は市町村もそれぞれ策定する必要があります。また、区域施策編は政令指定都市、中核市及び特例市（以下、「指定都市等」という）が策定する必要があります。地球温暖化対策推進法では、県内の指定都市等が区域施策編を策定する際には、本計画との整合性の確保を図るよう努めることとされています。

指定都市等以外の市町村についても、区域施策編を策定する場合には整合性の確保を図るよう努めることが期待されます。

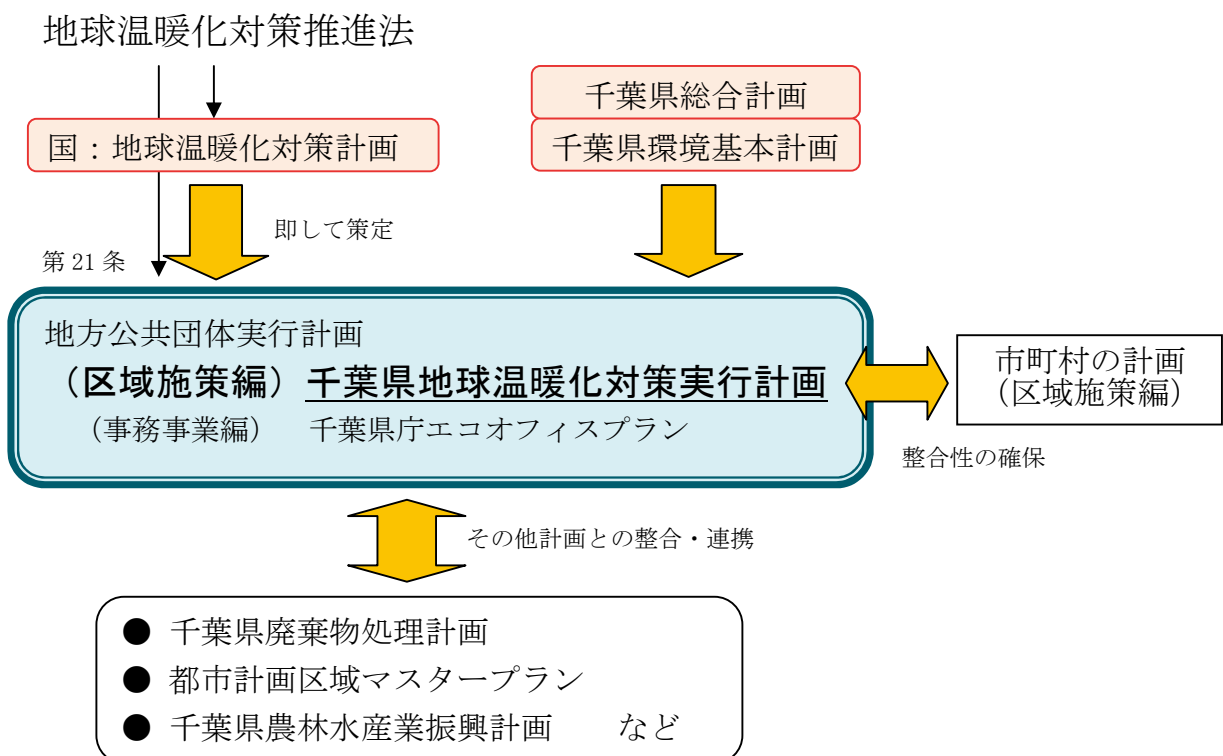


図2-1-1 計画の位置付け

2-2 計画期間

国が策定した地球温暖化対策計画にあわせ、2030年度までを計画期間とします。

計画期間 2016年度から2030年度まで

2-3 基準年度・目標年度

国が策定した地球温暖化対策計画にあわせ、2013年度を基準年度とします。
また、計画期間にあわせ、目標年度を2030年度とします。

基準年度 2013年度

目標年度 2030年度

2-4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法に基づき以下の7種のガスとします。

- ① 二酸化炭素 (CO₂)
- ② メタン (CH₄)
- ③ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン (HFCs)
- ⑤ パーフルオロカーボン (PFCs)
- ⑥ 六ふっ化硫黄 (SF₆)
- ⑦ 三ふっ化窒素 (NF₃)

温室効果ガスの種類

二酸化炭素以外の6種類の温室効果ガスは、二酸化炭素と同様、地球温暖化を進行させます。これらのガスの排出源は以下のとおりです。

メタン・・・工業プロセスのほか、水田や反芻動物の畜産からも発生します。

一酸化二窒素・・・あらゆる燃焼工程で空気(窒素と酸素)が反応して生成されるほか、窒素肥料などから排出されます。

HFCs・・・エアコンなどの冷媒として使用される、いわゆる代替フロンです。オゾン層を破壊する特定フロンの代替として使用され、近年大幅に増加しています。

PFCs・・・有機ふっ素化合物は半導体のエッチング剤として使用されています。

六ふっ化硫黄・・・絶縁ガスとして各種電気機器に使用されているほか、半導体製造工程で使用されています。

三ふっ化窒素・・・主に半導体の製造工程で使用されています。